

# 飛騨市新型インフルエンザ等 対策行動計画 概要版

平成26年11月

## 経過

飛騨市新型インフルエンザ等対策行動計画は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、県及び市等の責務や、新型インフルエンザ等の発生時における措置を定めた「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づいて、作成するものです。

この計画は、その危険な状況において、市、医療機関、事業者、市民のそれぞれが、対策の基本方針や自らの役割を理解し、適切に対応できるように必要な事柄について定めます。

# 被害の想定

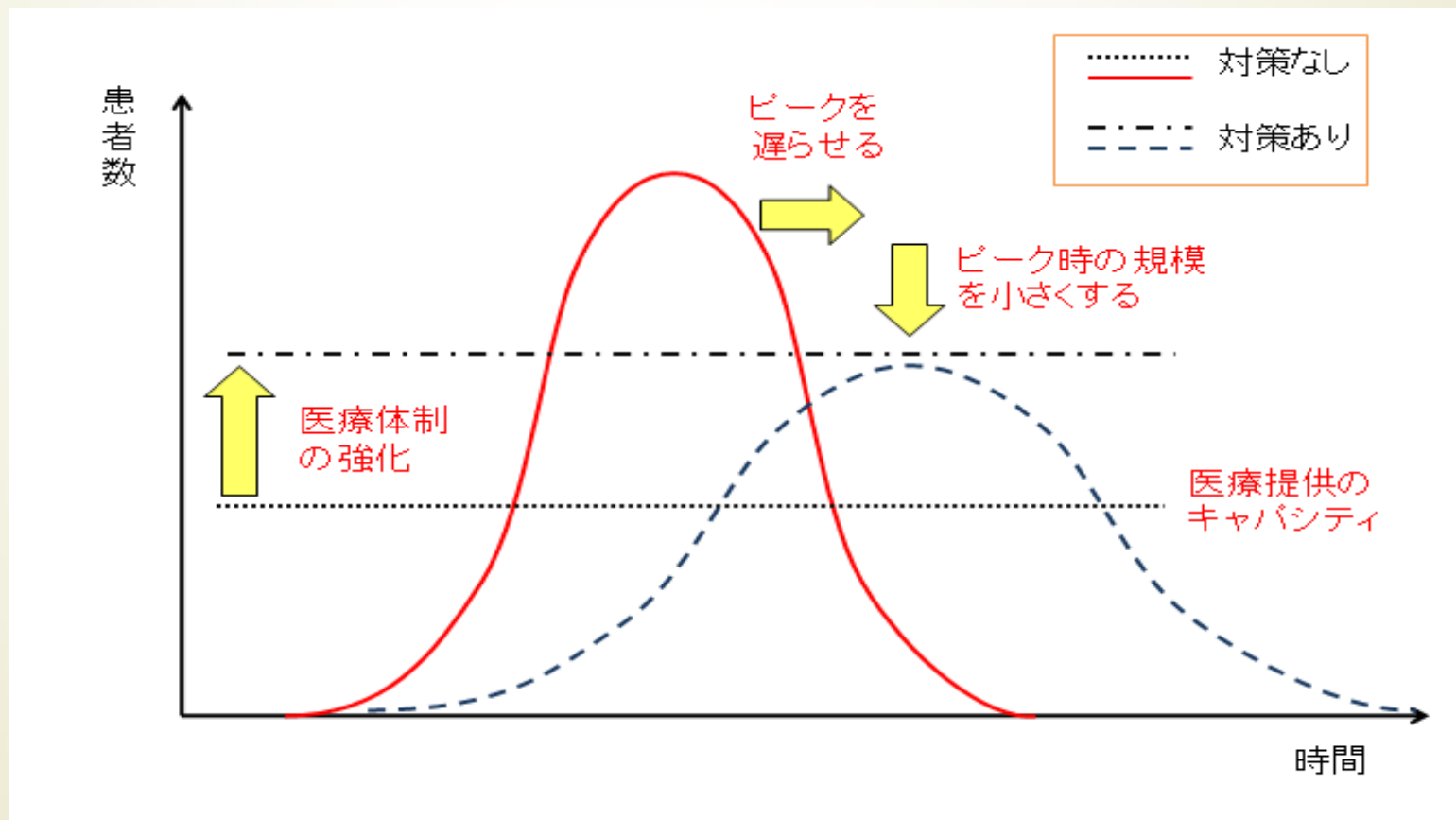
項目		飛騨市	岐阜県内	全国
患者 (人口の25%)		約6,500人	約52万人	約3,200万人
中等度※1 (致死率0.53%)	入院患者 (1日あたり最大)	約100人 (約20人)	約8,600人 (約1,600人)	約53万人 (約10.1万人)
	死亡者数	約30人	約2,800人	約17万人
重度※2 (致死率2.0%)	入院患者 (1日あたり最大)	約400人 (約80人)	約32,500人 (約6,500人)	約200万人 (約39.9万人)
	死亡者数	約130人	約10,400人	約64万人
従業員の欠勤率の想定		最大40%程度		

※1:アジアインフルエンザ並み

※2:スペインインフルエンザ並み

# 目的

- 感染の拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
  - ◇感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備のための時間を確保する。
  - ◇流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
  - ◇適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。



# 対策推進のための役割分担（行政機関）

行政機関	役割の概要
国	新型インフルエンザ等対策を実施し、地方公共団体等が実施する対策を支援する。ワクチンその他の医薬品の調査・研究を推進し、新型インフルエンザ等に関する調査研究に係る国際協力の推進に努める。
県	特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担う。新型インフルエンザ等の発生時は直ちに県対策本部を設置。市町村の支援、広域対応のための市町村間の調整を行う。
市	生活基盤となる行政サービスを継続しつつ、市民への情報提供を行うとともに、要支援者の生活支援を行う。国の「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を受けて、新型インフルエンザ等対策本部を設置し、迅速な対策を実施する。

# 各段階による主要 6 項目の概要

段階	未発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内発生期	小康期
対策の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生に備えた体制整備</li> <li>市内発生の早期確認に努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内発生の遅延と早期発見</li> <li>市内発生に備えた体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染拡大の抑制</li> <li>感染拡大に備えた体制整備</li> <li>適切な医療提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療体制の維持</li> <li>市民生活、経済への影響を最小限化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民生活、経済の回復を図り、再流行に備える</li> </ul>
実施体制	対策会議の設置 行動計画の策定 関係機関との連携強化	県対策本部設置時又は、市長判断で市対策本部設置 国の基本的対処方針、県アクションプランに基づき、市の対策を決定・実施	→	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じた対策の縮小・中止</li> <li>計画・対策の評価・見直</li> <li>再流行に備え体制整備</li> </ul>
サーベイランス・情報収集	国の各種サーベイランス・岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステム等を活用し、新型感染症に関する 情報収集・分析を実施	→	→	→	→
情報提供・共有	相談窓口の設置基準 ・収集・分析した情報を市民、国、県等と適切かつ速やかに共有 ・防災行政無線、ほっと知るメールひだ、飛騨市CATV、飛騨市ホームページ等、可能な限りの媒体を使用した、発生段階に応じた情報提供	相談窓口の設置	→	→	相談窓口の縮小

段階	未発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内発生期	小康期
予防、まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>予防接種実施体制の構築</li> <li>個人、地域、職場レベルでの感染予防や対応方法を勧奨</li> <li>保育園、小中学校、福祉施設等における感染予防等の徹底</li> <li>資機材の備蓄</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定接種の開始</li> <li>ワクチン供給体制が整い次第、速やかに住民接種を開始</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>再流行に備えた予防接種の継続</li> <li>再流行に備えた感染対策の周知</li> </ul>
	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>【緊急事態宣言発生時】 県が行う不要不急の外出自粛、施設の使用制限等に協力</p> </div>				
医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染期における地域医療体制の確保に向けた協議</li> <li>感染期における救急体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>診療状況の情報発信</li> <li>県と協力し地域医療体制を整備・維持</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の医療体制へ</li> </ul>
	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>【緊急事態宣言発生時】 県が行う臨時の医療施設の開設に協力</p> </div>				
市民生活及び経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>要援護者への生活支援等の対応の検討・実施</li> <li>埋葬・火葬を行うための体制づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>買占め・売り惜しみの防止の呼びかけ、消費者の適切な行動への呼びかけ</li> <li>埋葬・火葬の円滑な実施</li> <li>遺体安置施設の確保等</li> </ul>			
	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>【緊急事態宣言発生時】 飲料水の適切な供給 生活関連物資の価格の安定 要援護者への生活支援</p> </div>				